

交通信号工事士之証の資格復活について

平成28年9月吉日

一般社団法人 全国交通信号工事技術普及協会

みだしのことについて、交通信号工事士之証の付与を受けた方は、交付日より起算して5年以内に本会が主催する更新講習を受講しなければ工事士之証の効力を失効する。

特に、平成23年度に資格を取得し、平成28年度までに更新講習を受講しなかったため、平成28年9月10日をもって資格を失効し、再度資格取得を断念されている方に資格復活方法をご案内いたします。

本会制定の「交通信号工事士技能検定規程」において、特例処置として、「平成26年度までに資格の交付を受けた者に限り、平成31年度までに実施する更新講習を受講すればその時点より効力が発生する。」と規定しております。ただし、資格の有効期限は、受講日からではなく、資格の交付日から起算して5年であることから、資格の有効期間をできる限り長くするには、早期の受講をお勧めします。

「交通信号工事士技能検定規程」における関連条文は、次のとおりです。

(更新講習の受講義務)

第11条 交通信号工事士之証の付与を受けた者は、交付日より起算して5年以内（以下、「有効期限」という。）に、本会が主催する更新講習を受講しなければならない。

2 有効期限内に前号の更新講習を受講しなかった者は、工事士之証の効力を失効する。ただし、平成26年度までに工事士之証の交付を受けた者に限り、平成31年度までに実施する更新講習を受講すればその時点より効力が発生する。